

地域密着型サービス事業所の指定に付する条件の改正について

1. 地域密着型サービス事業所の指定に付する条件

- 介護保険法では、地域密着型サービス事業所の指定にあたり、事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を市区町村が付することができることとされている。
- 豊島区では、地域密着型サービス事業所の指定に際し、以下の条件を付している。
 1. 福祉サービス第三者評価の定期的な受審
 - ・福祉サービス第三者評価を3年に1回以上受診すること
 - ・上記に関わらず、認知症対応型共同生活介護については毎年受審すること
 2. 介護サービス情報の公表制度における報告及び公表
 - ・介護サービス情報の報告及び公表について、定期的に情報を更新すること
 3. 運営推進会議の定期的な開催等
 - ・受審した第三者評価結果について、運営推進会議で報告し意見を求めること
 - ・区基準に従い運営推進会議を開催し、その議事録を公表すること

2. 改正の概要

- 令和3年度の制度改正により、外部評価（福祉サービス第三者評価）の受診が必須とされていた認知症対応型共同生活介護において、業務効率化の観点から、福祉サービス第三者評価と運営推進会議を活用した評価のいずれかを事業所が選択することが可能になった。
- 上記の改正に伴い、地域密着型サービスの指定に付する条件としている福祉サービス第三者評価の定期的な受審について、認知症対応型共同生活介護以外のサービスにおいても、福祉サービス第三者評価と運営推進会議を活用した評価のいずれかを事業所が選択することを可能にする。

福祉サービス第三者評価とは

都道府県が指定する外部の評価機関が、専門的かつ客観的な立場から、事業所のサービスの内容や質、事業者の経営や組織的マネジメント力等を評価する。

運営推進会議を活用した評価とは

サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行い、その結果について運営推会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行う。

3. 改正時期

令和4年4月1日